

X R・メタバース等産業展実行委員会設置要綱

制定 令和6年5月17日
一部改正 令和6年7月 8日

(設置目的)

第1 デジタル空間の利用拡大等を契機に、東京が強みを持つコンテンツ産業の振興を図ることと、都内経済の活性化を図るとともに、産業のすそ野拡大や新たなクリエイターの育成につなげていくことを目的とし、X R・メタバース関連やコンテンツ等の多様な事業者が一同に会し、業務提携等によるビジネスの拡大や販路開拓等の商談等を行う場となる展示会（以下、「展示会」という。）を開催するため、X R・メタバース等産業展実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 展示会の企画に関すること
- (2) 展示会の広報に関すること
- (3) 展示会の実施に関すること
- (4) 実行委員会の運営に関すること

(実行委員会の構成)

第3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることができる。

- 2 委員長は、東京都産業労働局商工部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、東京都産業労働局商工部海外販路開拓担当課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、実行委員会を代表する。
- 5 委員長は、必要に応じて実行委員会の会議を招集し、主宰する。また、必要に応じて、関係団体等に会議への出席を求めることができる。
- 6 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の実施)

第4 委員会は、議決について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席により成立する。ただし、緊急でやむを得ない事情があり委員会を開催できない場合には、オンラインまたは書面による持ち回りの方法により実施することができる。

(監 事)

第5 実行委員会に監事を置く。

- 2 監事は、東京都産業労働局総務部計理課長の職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて実行委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、実行委員会の一会計年度における収入及び支出の処理が完了した後、実行委員会

の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

（任 期）

第6 委員、監事（以下、「委員等」という。）の任期は、第3の規定に基づき委員となった日から委員が別表1に掲げる職を退く日又は委員会が解散する日までとする。

2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

（報酬及び旅費）

第7 委員等への報酬及び旅費は、支給しないものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合には支給することができる。

（事務局）

第8 実行委員会の事務を処理するため、東京都産業労働局商工部内にXR・メタバース等産業展実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）を置く。

2 事務局員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局長は、東京都産業労働局商工部海外販路開拓担当課長をもって充てる。

4 事務局長は、委員長の命を受け、実行委員会の事務を統括する。

（別機関の設置）

第9 実行委員会は、第2に規定した事項について、必要に応じて別機関を設置することができる。なお、設置にあたっては別に定めるものとする。

（事業年度）

第10 実行委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。ただし、実行委員会設立年度は、実行委員会を設立した日から当該年度3月31日までとする。

（解 散）

第11 実行委員会は、その存続の必要性がなくなつたと認められる場合、実行委員会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散したときに有する残余財産は、東京都に帰属するものとする。

（事務規程等）

第12 実行委員会の事務及び財務等に係る規程については、実行委員会において定めるものとする。

（その他）

第13 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 8 日から施行する。

別表 1（第 3 関係）

X R ・ メタバース等産業展実行委員会 委員

職名	所属団体・職名
委員長	東京都産業労働局商工部長
副委員長	東京都産業労働局商工部海外販路開拓担当課長
委 員	一般社団法人 X R コンソーシアム代表理事
委 員	一般社団法人Metaverse Japan共同代表理事
委 員	東京商工会議所 中小企業部 担当部長

別表 2（第 8 関係）

X R ・ メタバース等産業展実行委員会 事務局

役職	所属団体・職名
事務局長	東京都産業労働局商工部海外販路開拓担当課長
事務局員	東京都産業労働局商工部経営支援課課長代理(事業運営担当)ほか職員